

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月12日	I-7②所属長	保護自立支援担当部長(保護自立支援課長事務取扱) 大野 広邦	保護自立支援課長 日高 浩晶	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	Ⅲ-3リスク2 その他の措置の内容	(略) 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門にて制御している。 (略)	(略) 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 (略)	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	IV-1②監査	<札幌市における措置> (略) 2 内部監査の結果を情報化推進部に報告する。 3 必要に応じて情報化推進部が聞き取り調査を行う。	<札幌市における措置> (略) 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。	事後	機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月12日	I-5 法令上の根拠	(略)以下「条例」と(以下略)	(略)以下「利用条例」と(以下略)	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月12日	II-5 移転先(1~41) ①法令上の根拠	(略) 条例第4条(以下略)	(略) 利用条例第4条(以下略)	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月12日	Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	1 外部媒体(以下略) 2 システム操作記録を(以下略) 3 臨時職員等は、(以下略)	1 外部記憶媒体(以下略) 2 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 3 システム操作記録を(以下略) 4 臨時職員等は、(以下略)	事後	文言整理及び事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月12日	Ⅲ-5 リスク1 その他の措置の内容	「サーバ室等への入室制限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス制御」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 自動で行われるバックアップ処理を除き、全ての処理において本市職員が立ち会いを行う。	「サーバ室等への入室制限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス制御」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 自動で行われるバックアップ処理を除き、全ての処理において本市職員が立ち会いを行う。 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらない。
平成31年4月1日	I-1②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の15項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の15項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	事前	重要な変更
平成31年4月1日	I-1②	⑥<略> ⑦<略>	⑥<略> ⑦進学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑧<略>	事前	重要な変更
平成31年4月1日	I-2システム1②	1 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金(以下「債権」という。)の徴収に関する事務を行うシステム。 2 <略> 3 <略>	1 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金(以下「債権」という。)の徴収に関する事務を行うシステム。 2 <略> 3 <略>	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成31年4月1日	I 別添1	(備考) ①~④ <略> ⑤①~④の情報により保護、就労自立給付金、費用返還及び費用徴収を決定し、要保護者等へ決定等通知を行う。	(備考) ①~④ <略> ⑤①~④の情報により保護、就労自立給付金、進学準備給付金、費用返還及び費用徴収を決定し、要保護者等へ決定等通知を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成31年4月1日	I 別添1	①申請等情報(保護、就労自立給付金) ②~④ <略> ⑤保護・就労自立給付金・債権の決定通知書、督促状等	①申請等情報(保護、就労自立給付金、進学準備給付金) ②~④ <略> ⑤保護・就労自立給付金・進学準備給付金・債権の決定通知書、督促状等	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成31年4月1日	II-2④その妥当性	1~2 <略> 3①~⑨ <略> ⑩ 学校・教育関係情報:手当・サービス等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有	1~2 <略> 3①~⑨ <略> ⑩ 学校・教育関係情報:保護の決定等を行うために手当等の給付状況を確認するほか、進学準備給付金の申請に対する審査を行うために保有	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成31年4月1日	II-3⑧使用方法	6 <略> 7 <略>	6 <略> 7 進学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 進学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、申請に対する審査等を行う。 8 <略>	事前	重要な変更
平成31年4月1日	II-3⑧使用方法一権利利益に影響を与え得る決定	生活保護における各処分(開始、却下、変更、停止、廃止、費用返還決定及び費用徴収決定)及び就労自立給付金の支給決定	生活保護における各処分(開始、却下、変更、停止、廃止、費用返還決定及び費用徴収決定)並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給決定	事前	重要な変更
平成31年4月1日	II 別添2	(1)~(30)<略>	(1)~(30)<略> (31)進学準備金情報	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅲ-3リスク3 リスクに対する措置の内容	2 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	2 外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、不正な情報の持ち出しを禁止している。	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
平成31年4月1日	Ⅲ-5リスク2 リスクに対する措置の内容	<略> 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	<略> 外部記憶媒体へデータコピーを禁じ、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、不正な情報の持ち出しを禁止している。	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の15項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の15の項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	事後	番号法の改正及び記載内容の正確化によるものであり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(記載なし)	また、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)」による生活保護法の改正に伴い、医療扶助におけるオンライン資格確認の仕組みが導入されることから、以下の事務を実施し、特定個人情報を取り扱うこととする。 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ④医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認 なお、②から④の事務に関しては、社会保険診療報酬支払基金が実施し、札幌市が委託元となる。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<<左欄にある※について(以下評価書中同じ。)>> 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)により、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	<<左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)>> 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	事後	令和3年2月5日付け地情機第97号通知に基づく修正であり、重要な変更ではない。
令和6年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	システム基盤(団体内統合宛名、市中間サーバ、個人基本)、庁内各業務システム	システム基盤(団体内統合宛名、市中間サーバ、個人基本)、庁内各業務システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更。
令和6年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム7 ②システムの機能	(記載なし)	医療扶助のオンライン資格確認を行う際に必要となるシステムであり、以下の機能を有する。 なお、本システムは社会保険診療報酬支払基金が運営している。 1 資格履歴の管理 自治体・福祉事務所から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 2 機関別符号の取得等 オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。 3 本人確認 オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(基本5情報等)を取得する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム7 ③他のシステムとの接続	(記載なし)	[O]その他(生活保護電算事務システム、統合専用端末)	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム8 ①システムの名称	(記載なし)	統合専用端末	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム8 ②システムの機能	(記載なし)	医療保険者等および福祉事務所(以下、医療保険者等)は、医療保険者等向け中間サーバー等(以下、中間サーバー)の業務運用・管理の実施にあたり、当該業務運用・管理のみで利用する統合専用端末を設置する必要がある。 ①情報照会・情報提供業務 他の情報保有機関、医療保険者等が保有する個人情報を照会・提供する。 ②情報提供等記録管理業務 他の情報保有機関あるいは医療保険者との間で行った、特定個人情報に関する情報照会・情報提供に係る記録の管理を行う。 加入者及び個人情報保護委員会からの請求に基づき情報照会・情報提供に係る記録の開示を行う。 情報照会・情報提供に係る記録に対し、不開示の設定および過誤情報の登録を行う。 ③副本登録管理 情報照会データベースへ特定個人情報を副本として登録する。 情報照会データベースに蓄積された副本の検索及び削除を行う。 特定個人情報名コード単位又は加入者単位で自動応答不可フラグを設定及び解除する。 過去に誤って情報提供を行った提供先機関を検索する。 情報照会要求に対して開示/不開示の制御を行う不開示フラグを、特定個人情報名コード単位又は加入者単位で参照及び設定する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	(記載なし)	④セキュリティ管理 情報照会ネットワークシステムから配信される情報提供NWS配信マスター情報を中間サーバーから取得する。 ⑤職員認証・権限管理業務 中間サーバーにあるユーザ情報及び部署情報を取得する。 ⑥システム管理業務 他機能で実行されたバッチ処理の実行状況や実行結果の確認を行う。 ⑦加入者情報管理業務 登録されている加入者の情報、変更、検索を行う。 ⑧本人確認業務 中間サーバー等に対し、本人確認情報提供要求依頼を行う。 ⑨自己情報提供業務 情報提供等記録開示システムへ提供した自己情報に関して国民等の利用者から問い合わせを受けたとき、当該自己情報の提供状況や提供内容を確認する。 統合専用端末は、情報授受のみで利用する外部記録媒体を用意する。なお統合専用端末では、認められた外部記録媒体のみを利用する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	(記載なし)	[○]医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年2月8日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)	番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例第4条第2項・第3項(平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。)	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[別表第二における情報提供の根拠] ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第4項(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)	[別表第二における情報提供の根拠] ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第4項(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項)	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[別表第二における情報照会の根拠] ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)	[別表第二における情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課	札幌市保健福祉局総務部保護課	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保護自立支援課長	保護課長	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	(別添1)事務の内容 図	(追記)	・連携先として、「医療保険者等向け中間サーバー等」、「統合専用端末」を追記。 →⑥個人番号、受給者番号、資格情報、医療券情報及び調剤券情報を追記	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年2月8日	(別添1)事務の内容 備考	(追記)	⑥医療保険者等向け中間サーバー等の委託区画へ、被保護者の個人番号、受給者番号、資格情報、医療券情報及び調剤券情報を登録する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護課	事後	機構改革に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[]その他	[○]その他(社会保険診療報酬支払基金)	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	生活保護法第29条並びに番号法別表第二の26項の規定による。 庁内連携による入手は、条例において明示されている。	生活保護法第29条並びに番号法別表第二の26項の規定による。 庁内連携による入手は、利用条例において明示されている。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護課	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1～8(略)	1～8(略) 9 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 医療扶助のオンライン資格確認実施のため、被保護者の個人番号、受給者番号、資格情報、医療券情報及び調剤券情報について、医療保険者等向け中間サーバー等と連携する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・個人番号カード又は通知カードにより、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 ・内部識別番号と個人番号を紐付けて使用する。	・個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 ・内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	5件	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う重要な変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 生活保護電算事務システム運用保守業務委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]紙	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ①委託内容	(記載なし)	札幌市から委託区画に連携された個人番号を含む被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(記載なし)	1万人以上10万人未満	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う重要な変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用するために、被保護者の資格履歴情報の管理を行う。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③委託先における取扱者数	(記載なし)	50人以上100人未満	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	[○]専用線	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	業務担当課への問い合わせ	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑥委託先名	(記載なし)	社会保険診療報酬支払基金	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 再委託 ⑦再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う重要な変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 再委託 ⑨再委託事項	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ①委託内容	(記載なし)	オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(記載なし)	1万人以上10万人未満	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う重要な変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	オンライン資格確認等システムで管理している被保護者の資格情報と紐づけるために、機関別符号を取得する。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ③委託先における取扱者数	(記載なし)	50人以上100人未満	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	[○]専用線	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関係別符号の取得等 ⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	業務担当課への問い合わせ	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関係別符号の取得等 ⑥委託先名	(記載なし)	社会保険診療報酬支払基金	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関係別符号の取得等 再委託 ⑦再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う重要な変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関係別符号の取得等 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関係別符号の取得等 再委託 ⑨再委託事項	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ①委託内容	(記載なし)	オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(基本5情報等)を取得する。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(記載なし)	1万人以上10万人未満	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	登録する資格情報の正確性を担保するために実施する	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③委託先における取扱者数	(記載なし)	50人以上100人未満	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	[○]専用線	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	業務担当課への問い合わせ	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑥委託先名	(記載なし)	社会保険診療報酬支払基金	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 再委託 ⑦再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う重要な変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 再委託 ⑨再委託事項	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(24件) [○]移転を行っている(41件)	[○]提供を行っている(31件) [○]移転を行っている(44件)	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第9項）	番号法第19条第8号 別表第二（第9項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第10項）	番号法第19条第8号 別表第二（第10項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先2 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第14項）	番号法第19条第8号 別表第二（第14項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先3 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第16項）	番号法第19条第8号 別表第二（第16項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先4 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第24項）	番号法第19条第8号 別表第二（第24項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先5 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第26項）	番号法第19条第8号 別表第二（第26項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先6 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	（記載なし）	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先6 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第27項）	番号法第19条第8号 別表第二（第27項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先7 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第28項）	番号法第19条第8号 別表第二（第28項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先8 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第30項）	番号法第19条第8号 別表第二（第30項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先9 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先10	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第31項)	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)	事後	「重要な変更」にあたらない変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先10 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第50項)	番号法第19条第8号 別表第二(第50項)	事後	「重要な変更」にあたらない変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先11 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先12	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	事後	「重要な変更」にあたらない変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第54項)	番号法第19条第8号 別表第二(第54項)	事後	「重要な変更」にあたらない変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先12 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第61項）	番号法第19条第8号 別表第二（第61項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先13 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第62項）	番号法第19条第8号 別表第二（第62項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先14 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第64項）	番号法第19条第8号 別表第二（第64項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先15 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第70項）	番号法第19条第8号 別表第二（第70項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先16 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第87項）	番号法第19条第8号 別表第二（第87項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先17 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第90項）	番号法第19条第8号 別表第二（第90項）	事後	「重要な変更」にあたる変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先18 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第94項）	番号法第19条第8号 別表第二（第94項）	事後	「重要な変更」にあたる変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先19 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第104項）	番号法第19条第8号 別表第二（第104項）	事後	「重要な変更」にあたる変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先20 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第106項）	番号法第19条第8号 別表第二（第106項）	事後	「重要な変更」にあたる変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先21 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第108項）	番号法第19条第8号 別表第二（第108項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先22 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第116項）	番号法第19条第8号 別表第二（第116項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先23 ②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先23 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第120項）	番号法第19条第8号 別表第二（第120項）	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更（法改正による号数変更）
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先24 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先25	（記載なし）	市町村長	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先25 ①法令上の根拠	（記載なし）	番号法第19条第8号 別表第二（第18項）	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先25 ②提供先における用途	(記載なし)	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先25 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先25 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先25 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先25 ⑥提供方法	(記載なし)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先25 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先26	(記載なし)	市町村長	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先26 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第20項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先26 ②提供先における用途	(記載なし)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先26 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先26 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先26 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先26 ⑥提供方法	(記載なし)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先26 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先27	(記載なし)	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先27 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第37項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先27 ②提供先における用途	(記載なし)	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先27 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先27 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先27 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先27 ⑥提供方法	(記載なし)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先27 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先28	(記載なし)	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先28 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第38項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先28 ②提供先における用途	(記載なし)	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先28 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先28 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先28 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先28 ⑥提供方法	(記載なし)	[〇]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先28 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先29	(記載なし)	市町村長又は国民健康保険組合	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先29 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第42項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先29 ②提供先における用途	(記載なし)	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先29 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先29 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先29 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ⑥提供方法	(記載なし)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30	(記載なし)	市町村長	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第53項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ②提供先における用途	(記載なし)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ⑥提供方法	(記載なし)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先30 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先31	(記載なし)	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先31 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第113項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先31 ②提供先における用途	(記載なし)	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先31 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先31 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先31 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先31 ⑥提供方法	(記載なし)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先31 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先18 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項（第1項）	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先21	保健福祉局総務部保護自立支援課 各区保健福祉部保護課	保健福祉局総務部保護課 各区保健福祉部保護課	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先21 ①法令上の根拠	利用条例第4条第3項（第2項）	利用条例第4条第3項（第3項）	事後	項数の修正
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先29 ①法令上の根拠	利用条例第4条第3項（第15項）	利用条例第4条第3項（第19項）	事後	項数の修正
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先42	（記載なし）	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先42 ①法令上の根拠	（記載なし）	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項（第11の2項）	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先42 ②提供先における用途	（記載なし）	介護保険法による保健福祉事業としての在宅の高齢者等に対して紙おむつを支給する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先42 ③提供する情報	（記載なし）	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先42 ④提供する情報の対象となる本人の数	（記載なし）	10万人以上100万人未満	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先42 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先42 ⑥提供方法	(記載なし)	【○】紙 【○】その他(システム基盤)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先42 ⑦時期・頻度	(記載なし)	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先43	(記載なし)	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先43 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第24の2項)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先43 ②提供先における用途	(記載なし)	札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先43 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先43 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先43 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先43 ⑥提供方法	(記載なし)	【○】紙 【○】その他(システム基盤)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先43 ⑦時期・頻度	(記載なし)	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先44	(記載なし)	札幌市保健福祉局保健所健康企画課	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先44 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第28の4項)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先44 ②提供先における用途	(記載なし)	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先44 ③提供する情報	(記載なし)	外国人生活保護関係情報	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先44 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	1万人未満	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先44 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先44 ⑥提供方法	(記載なし)	【○】紙 【○】その他(システム基盤)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	Ⅱ 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先44 ⑦時期・頻度	(記載なし)	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	Ⅱ 特定個人情報保護ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 (略)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。また、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照会を行う。 2 (略)	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	Ⅱ 特定個人情報保護ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	Ⅱ 特定個人情報保護ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(1)～(31)(略)	(1)～(31)(略) (32) 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<生活保護電算事務システムにおける措置> 1 住民からの申請等情報については、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申請等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申請書等を提出することとしており、不適切に入手することはない。	<生活保護電算事務システムにおける措置> 1 住民からの申請等情報については、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申請等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申請書等を提出することとしており、不適切に入手することはない。	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	1 職員マスタの登録・変更・削除は、保護自立支援課長が指定する職員に限定している。 2～3 (略)	1 職員マスタの登録・変更・削除は、保護課長が指定する職員に限定している。 2～3 (略)	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	端末のディスプレイを来所者から見えない位置に置く。	端末のディスプレイを来所者から見えない位置に置き、覗き見防止フィルターを取り付ける。	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(記載なし)	【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ①社会保険診療報酬支払基金の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう制御している ②運用管理要領等によりアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、社会保険診療報酬支払基金と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している ③アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う ④パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(記載なし)	【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 操作ログを中間サーバーで記録している。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(記載なし)	【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ・契約書において特定個人情報等の取扱いについて定め、札幌市の許可なく持ち出すことを禁止している。必要があると判断される場合には、委託先に報告を求め、又は立ち入り検査を実施する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(記載なし)	【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ・契約書において特定個人情報等の取扱いについて定め、札幌市の許可なく持ち出すことを禁止している。必要があると判断される場合には、委託先に報告を求め、又は立ち入り検査を実施する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	定めていない	定めている	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	サーバ室及び事務室からの情報の持ち出しは禁止している。委託先が特定個人情報を消去する場合は、本市の指示に基づき実施する。	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを想定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定の内容	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記している。 ・秘密の保持 ・複写、複製の禁止 ・目的外使用の禁止 ・資料等の返還 ・事故の場合の措置	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	委託先に対し、業務委託契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。また、セキュリティ教育、訓練も実施させている。これらについて、定期的に報告させている。	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	(記載なし)	【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ・委託先に対し、契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。また、必要があると判断される場合には、再委託先に報告を求め、又は立ち入り検査を実施する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	社会保険診療報酬支払基金において、以下の事務にかかる特定個人情報保護評価を実施している。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	個人情報(特定個人情報を含む)の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。	個人情報(特定個人情報を含む)の提供・移転は、番号法や利用条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	実施手順及び運用作業・申請手順書に基づいて、特定個人情報を含む全ての個人情報の提供・移転の際には、依頼文による事前手続きを必要とするとともに、保護自立支援課長の承認を受けている。	実施手順及び運用作業・申請手順書に基づいて、特定個人情報を含む全ての個人情報の提供・移転の際には、依頼文による事前手続きを必要とするとともに、保護課長の承認を受けている。	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ①～③(略) ④ 紙媒体による提供・移転においては、提供する情報に誤りが無いか、必ず確認を行い、各区保護課長、保護自立支援課長による承認を受ける。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ①(略) ② 紙媒体による提供・移転においては、担当者は相手先について誤りが無いか、必ず確認を行い、各区保護課長、保護自立支援課長による承認を受ける。	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ①～③(略) ④ 紙媒体による提供・移転においては、提供する情報に誤りが無いか、必ず確認を行い、各区保護課長、保護課長による承認を受ける。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ①(略) ② 紙媒体による提供・移転においては、担当者は相手先について誤りが無いか、必ず確認を行い、各区保護課長、保護課長による承認を受ける。	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	法令改正による変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	・保護自立支援課により区保護課への事務監査を実施し、正確な情報管理の確保を行う。	・保護課により区保護課への事務監査を実施し、正確な情報管理の確保を行う。	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去または物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却もしくは裁断することとする。	2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却又は裁断することとする。	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	社会保険診療報酬支払基金において、以下の事務にかかわる特定個人情報保護評価を実施している。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<札幌市における措置> ・札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうか、自己点検表による確認を行う。	<札幌市における措置> ・札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	・保護自立支援課により区保護課への事務監査を実施し、各区保護課において、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうか確認を行う。	・保護課により区保護課への事務監査を実施し、各区保護課において、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうか確認を行う。	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査はすべての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的を実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる 職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施 することとしている。 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、 運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報 セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育 資料を作成し、中間サーバー・プラットフォーム の運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則 (接続運用規程等)や情報セキュリティに関する 教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任 時)実施することとしている。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 保健福祉局総務 部保護自立支援課	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 保健福祉局総務 部保護課	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年6月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第2 7号。以下「番号法」という。)別表第一の15の項 により個人番号を利用することができるのは、生 活保護法による保護の決定及び実施、就労自立 給付金及び進学準備給付金の支給、被保護者健 康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返 還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるものとなっている。	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第2 7号。以下「番号法」という。)別表15の項により個 人番号を利用することができるのは、生活保護法 による保護の決定及び実施、就労自立給付金及 び進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康 管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還 又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省 令で定めるものとなっている。	事後	法令改正による名称の変更
令和6年6月14日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定め る命令 第15条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条 例第4条第2項・第3項(平成27年条例第42号。 以下「利用条例」という。)	番号法第9条第1項 別表15の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命 令 第15条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条 例第4条第2項・第3項(平成27年条例第42号。 以下「利用条例」という。)	事後	法令改正による記載内容の変更
令和6年6月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	⑦進学準備給付金の申請の受理及びその申請 に係る事実についての審査	⑦進学・就職準備給付金の申請の受理及びその 申請に係る事実についての審査	事後	法令改正による名称の変更
令和6年6月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用するシ ステム ②システムの機能	1 生活保護法による保護の決定及び実施、就労 自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に 要する費用の返還又は徴収金(以下「債権」とい う。)の徴収に関する事務を行うシステム。	1 生活保護法による保護の決定及び実施、就労 自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給、 保護に要する費用の返還又は徴収金(以下「債 権」という。)の徴収に関する事務を行うシステ ム。	事後	法令改正による名称の変更
令和6年6月14日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容	①申請等情報(保護、就労自立給付金、進学準備 給付金) ⑤保護・就労自立給付金・進学準備給付金・債権 の決定通知書、督促状等	①申請等情報(保護、就労自立給付金、進学・就 職準備給付金) ⑤保護・就労自立給付金・進学・就職準備給付 金・債権の決定通知書、督促状等	事後	法令改正による名称の変更
令和6年6月14日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 備考	⑤①～④の情報により保護、就労自立給付金、 進学・就職準備給付金、費用返還及び費用徴収 を決定し、要保護者等へ決定等通知を行う。	⑤①～④の情報により保護、就労自立給付金、 進学・就職準備給付金、費用返還及び費用徴収 を決定し、要保護者等へ決定等通知を行う。	事後	法令改正による名称の変更
令和6年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概 要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	⑩ 学校・教育関係情報:保護の決定等を行うた めに手当等の給付状況を確認するほか、進学準備 給付金	⑩ 学校・教育関係情報:保護の決定等を行うた めに手当等の給付状況を確認するほか、進学・ 就職準備給付金	事後	法令改正による名称の変更
令和6年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概 要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	7 進学準備給付金の申請の受理及びその申請 に係る事実についての審査 進学準備給付金の申請の受理及びその申請に 係る事実について、本人からの申請・届出、関係 機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワ ークシステムを通じた照会により入手し、申請に対 する審査等を行う。	7 進学・就職準備給付金の申請の受理及びその 申請に係る事実についての審査 進学・就職準備給付金の申請の受理及びその 申請に係る事実について、本人からの申請・届 出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報 ネットワークシステムを通じた照会により入手し、 申請に対する審査等を行う。	事後	法令改正による名称の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	生活保護における各処分(開始、却下、変更、停止、廃止、費用返還決定及び費用徴収決定)並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給決定	生活保護における各処分(開始、却下、変更、停止、廃止、費用返還決定及び費用徴収決定)並びに就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給決定	事後	法令改正による名称の変更
令和6年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	日本ユニシス株式会社北海道支店	BIPROGY株式会社 北海道支店	事後	会社名称の変更に伴う変更
令和6年6月14日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(1)～(30)(略) (31)進学準備給付金	(1)～(30)(略) (31)進学・就職準備給付金 (32)(略)	事後	法令改正による名称の変更
令和8年3月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表15の項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表23の項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 また、番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号。以下「準法定事務主務省令」)の表1の項により個人番号を利用することができるのは、「生活に困難する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく外国人であって生活に困難する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務に関する事務となっている。	事後	法令改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表15の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例第4条第2項・第3項(平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。)	番号法第9条第1項 別表23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 準法定事務主務省令 表1の項 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例第4条第2項・第3項(平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。)	事後	法令改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「利用特定個人情報提供省令」という。)第2条の表 【情報提供】 利用特定個人情報提供省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 【情報照会】 利用特定個人情報提供省令第2条の表 42、43、161、162の項	事後	法令改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	(別添1) 事務の内容 (備考)	③番号法第19条(別表第二)に基づき、本人確認・収入・資産・他法他施策における給付情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、確認を行う。	③番号法第19条に基づき、本人確認・収入・資産・他法他施策における給付情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、確認を行う。	事後	法令改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	生活保護法第29条並びに番号法別表第二の23項の規定による。 庁内連携による入手は、利用条例において明示されている。	生活保護法第29条並びに番号法別表の23項の規定による。 庁内連携による入手は、利用条例において明示されている。	事後	法令改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(13の項)	事後	法令改正による記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第10項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(14の項)	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第14項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(18の項)	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第16項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(20の項)	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ③提供する情報	生活保護関係情報	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第24項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(40の項)	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ③提供する情報	生活保護関係情報	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第26項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(42の項)	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6 ②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6 ③提供する情報	生活保護関係情報	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報	事後	法改正による記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第27項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(48の項)	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更 字句修正
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第28項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(49の項)	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9	提供先9 社会福祉協議会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2(第30項) ②提供先における用途 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護関係情報 ④提供する情報となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報となる本人の範囲 「2.③対象となる本人の範囲と同じ」 ⑥提供方法 情報提供ネットワーク ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	(削除)	事後	その他の項目の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(53の項)	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10 ②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10 ③提供する情報	生活保護関係情報	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第50項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(74の項)	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11 ②提供先における用途	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第54項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(76の項)	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先12 ②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先12 ③提供する情報	生活保護関係情報	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報	事後	法改正による記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第61項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(86の項)	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先13 ②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法による福祉の措置に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(87の項)	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先14 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第64項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(89の項)	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先15 ②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先15 ③提供する情報	生活保護関係情報	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第70項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(96の項)	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先16 ②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法による費用の徴収に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先16 ③提供する情報	生活保護関係情報	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第87項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(125の項)	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先17 ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先17 ③提供する情報	生活保護関係情報	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第90項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(128の項)	事後	法改正による記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第94項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(132の項)	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20	提供先20 独立行政法人日本スポーツ振興センター ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2(第104項) ②提供先における用途 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の災害共済給付の給付に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護関係情報 ④提供する情報となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報となる本人の範囲 「2.③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥提供方法 情報提供ネットワーク ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	(削除)	事後	その他の項目の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(13の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(14の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(18の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(20の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先4 ③移転する情報	生活保護関係情報	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(40の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先5 ②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先5 ③移転する情報	生活保護関係情報	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(42の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先6 ②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更 文字句修正
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(53の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先7 ②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先7 ③移転する情報	生活保護関係情報	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(76の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先8 ②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先8 ③移転する情報	生活保護関係情報	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先9 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(86の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先9 ②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法による福祉の措置に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先10 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(87の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先10 ②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先11 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(89の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先11 ②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先12 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(96の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先12 ②移転先における用途	母子健康法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	母子健康法による費用の徴収に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更 文字句修正
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先12 ③移転する情報	生活保護関係情報	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先12 ③移転する情報	生活保護関係情報	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先13 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(125の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先13 ②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先13 ③移転する情報	生活保護関係情報	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先14 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(132の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先14 ②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先15 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(144の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先15 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先16 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(155の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先16 ②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先16 ③移転する情報	生活保護関係情報	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先17 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	利用特定個人情報提供省令第2条の表(158の項) 利用条例第4条第2項	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先17 ②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	事後	法改正による記載内容の変更
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先18 ②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	事後	字句修正
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先19 ②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	事後	字句修正
令和8年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先20 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第2項)	利用特定個人情報提供省令第2条の表(125の項) 利用条例第4条第3項(第2項)	事後	法改正による記載内容の変更